

熊本市からのお知らせ

医療扶助オンライン資格確認の運用開始について

平素より、生活保護業務、特に医療扶助の適正実施につきまして、ご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。
本市の医療扶助オンライン資格確認の運用開始時期等についてお知らせします。

1 熊本市内の運用開始時期について

本市の各区福祉事務所で生活保護を受けている方の医療扶助オンライン資格確認の運用開始時期については運用開始における混乱を避けるため、窓口でのマイナンバーカードによる資格確認と医療券・調剤券のデータ送付それぞれの開始時期を以下のとおりに分けて開始しますので、ご了承ください。

(1) 窓口でのマイナンバーカードによる資格確認の運用開始

令和6年(2024年)7月22日(月)から窓口でのマイナンバーカードによる資格確認の運用を開始します。生活保護受給者に対しても周知しておりますので、マイナンバーカードでの提示があった場合は一般の方と同様にご案内をお願いいたします。

なお、生活保護受給者でマイナンバーカードを持っていない方もおりますので、引き続き、各区福祉事務所で発行している緊急時医療依頼証の提示があった際はこれまで通りのご対応をお願いいたします。

(2) 医療券・調剤券のデータ送付について

レセプトコンピュータの改修等、医療扶助オンライン資格確認に対応している医療機関については令和6年(2024年)8月13日医療扶助決定分から医療券・調剤券のデータ送付を開始します。

また、本市においては厚生労働省ホームページ中の医療扶助のオンライン資格確認の記事(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html)にある「医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局リスト」に記載されている医療機関・薬局をデータ送付の対象としております。リストに記載されていない医療機関・薬局でデータ送付を希望される場合は、保護管理援護課にご連絡ください。

※厚生労働省では医療扶助オンライン資格確認に対応している医療機関・薬局については情報収集を行っており、全国の自治体に向け、定期的に情報提供を行っています。

2 医療扶助オンライン資格確認運用における注意点について

医療扶助オンライン資格確認運用における注意点について周知いたします。

【マイナンバーカードにおける受診について】

(1) 医療券を発行するタイミングはこれまでと変わらないため、マイナンバーカードによる資格確認を行った際には裏面のような表記となり、公費負担者番号や受給者番号までは受診時の段階では確認できません。また、医療扶助の決定を行う必要がありますので、これまで通り、各区福祉事務所への連絡をお願いします。

(2) 生活保護の資格情報についてはこれまでと同様、遡及して保護開始・停止・廃止を行うことがあり、受診時に閲覧した内容と変わる場合があります。そういったケースにつきましては受給者本人若しくは各区福祉事務所の担当ケースワーカーからご連絡をいたします。

(画面イメージ図)

※オンライン資格確認等システム操作マニュアル 一般利用者・医療情報閲覧者 編
第6章 医療扶助における資格確認より抜粋

【データによる医療券・調剤券のデータ送付について】

- (1) 医療券・調剤券をデータ送付するタイミングについては紙の医療券・調剤券と同様、これまでと変更はありません。
- (2) 紙とデータ両方を送ることも可能ですので、その際は保護管理援護課にご連絡ください。
- (3) データ送付を行う条件は以下のとおり①②の両方を満たしている場合で、条件にあてはまらない場合は従来どおり、紙での発行になります。
 - ① 生活保護受給者がマイナンバーカードを持ち、保険証利用登録を行っている方
 - ② 医療機関・薬局が厚生労働省のホームページにある「医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局リスト」に掲載されているか若しくはリストに掲載はないが保護管理援護課に連絡があった場合

3 お問い合わせについて

医療扶助オンライン資格確認の運用等においてご不明な点がございましたら、以下の電話番号若しくはメールにてお問い合わせください。

その他、医療扶助オンライン資格確認のお知らせにつきましては熊本市のホームページでもご案内します。熊本市ホームページのトップ画面にて「医療扶助オンライン資格確認」をご検索ください。

医療扶助オンライン資格確認



熊本市保護管理援護課
担当 田上 (タノウエ)・江口 (エグチ)
メール hogokanri@city.kumamoto.lg.jp
電話番号 096-328-2299